

安城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項の規定に基づき市が行う介護予防・日常生活支援総合事業について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(介護予防・日常生活支援総合事業の種類)

第3条 市は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める介護予防・日常生活支援総合事業を行う。

(1) 第1号事業 次に掲げる事業

ア 第1号訪問事業

- (ア) 介護予防訪問サービス事業 指定事業者が旧介護予防訪問介護に相当するサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。
- (イ) 生活支援訪問サービス事業 指定事業者が旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和したサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。
- (ウ) 住民主体訪問サービス事業 有償又は無償のボランティア等が、自主活動として生活援助等の支援を居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。
- (エ) 短期集中型介護予防サービス事業 法第115条の47第4項の規定により事業の実施の委託を受けた者が、日常生活に支障のある生活行為を改善し、高齢者自身が主体的に介護予防に取り組み、地域で生活できるよう、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを組み合わせた短期集中型サービスを居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。
- (オ) 移動支援サービス事業 有償又は無償のボランティア等が、自主活動として介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。

イ 第1号通所事業

(ア) 介護予防通所サービス事業 指定事業者が旧介護予防通所介護に相当するサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。

(イ) 生活支援通所サービス事業 指定事業者が旧介護予防通所介護に係る基準を緩和した次に掲げるサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。

a 機能訓練型 専門職を配置し、機能訓練等を1回につき2時間以上提供するサービス

b ミニデイ型 閉じこもり予防や介護負担軽減を目的とするアクティビティ等を1回につき3時間以上提供するサービス

(ウ) 住民主体通所サービス事業 有償又は無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場を居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。

(エ) 短期集中型介護予防サービス事業 法第115条の4第4項の規定により事業の実施の委託を受けた者が、日常生活に支障のある生活行為を改善し、高齢者自身が主体的に介護予防に取り組み、地域で生活できるよう、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを組み合わせた短期集中型サービスを居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。

ウ 第1号介護予防支援事業 法第115条の4第1号ニに規定する居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、第1号事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。

(2) 一般介護予防事業 次に掲げる事業

ア 介護予防把握事業 地域の実情に応じ、効果的かつ効率的な方法で何らかの支援を必要とする高齢者を早期に把握し、介護予防に資する活動につなげる事業をいう。

イ 介護予防普及啓発事業 介護予防に資する内容を広く住民に周知する事業をいう。

ウ 地域介護予防活動支援事業 介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を支援する事業をいう。

エ 一般介護予防事業評価事業 一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を行う事業をいう。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(ア) 市の委託を受けたリハビリテーションに関する専門的知見を有する者が地域包括支援センター又は生活支援コーディネーターと連携し、住民主体の活動の担い手への助言又は住民への介護予防に関する技術的助言を行う等の介護予防の取り組みを総合的に支援する事業をいう。

(イ) 市の委託を受けたリハビリテーションに関する専門的知見を有する者（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。）が、地域包括支援センター職員が介護予防・生活支援サービスの事業対象者（介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）に規定する事業対象者をいう。以下同じ。）、要支援1・2の高齢者又は要介護・要支援認定申請中の高齢者に対して行う初回アセスメント時等に同行し、専門的な視点から高齢者の行為だけにとらわれず能力を見極め、予後予測を踏まえた助言等を行い、より自立支援を促進できるケアマネジメントを実現するために支援する事業をいう。

（第1号事業の利用手続）

第4条 第1号事業を利用しようとする居宅要支援被保険者等は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を市長に提出しなければならない。

（事業対象者に係る第1号事業の利用）

第5条 事業対象者は、基本チェックリスト（指針に規定する基本チェックリストをいう。以下同じ。）の実施日から第1号事業を利用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、基本チェックリストの実施日が、要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日から第1号事業を利用できるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、基本チェックリストの実施日から第1号事業を利用することができるものとする。

（事業対象者の有効期間）

第6条 事業対象者の有効期間は、基本チェックリストの実施日から1年間とする。ただし、基本チェックリストの実施日が月の初日でない場合にあっては、当該実施日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項本文の規定が適用される事業者に対する

前項の適用については、「基本チェックリストの実施日」とあるのは、「認定有効期間の満了日の翌日」とする。

(事業対象者の有効期間の更新)

第7条 事業対象者は、事業対象者の有効期間が終了する日の60日前から当該有効期間が終了する日までの間に、再度、市長が別に定める方法による事業対象者判定を受けることにより、当該有効期間を更新することができる。

2 前項の更新を行った場合の事業対象者に対する前条の規定の適用については、「基本チェックリストの実施日」とあるのは、「事業対象者の有効期間の満了日の翌日」とする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第8条 第1号事業支給費に係る支給限度額は、介護予防サービス費等に係る支給限度額の例による。この場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数（当該単位数を超えてサービスを受けることが自立支援につながると市長が認める場合にあっては、同号ロに規定する単位数）とする。

(高額介護予防サービス費相当事業等)

第9条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算予防サービス費相当事業を行う。

(第1号事業支給費の割合の特例)

第10条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の割合の特例を決定することができる。この場合において、その対象者、給付割合及び手続については、安城市介護保険施行規則（平成12年安城市規則第44号）第31条の2及び第31条の3の規定を準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、安城市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。